



あやめ

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

◆ 5月の税務と労務

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(単月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

地方税 / 自動車税・鉾区税の納付

都道府県の条例で定める日

法人インフォメーション 経済産業省が本年1月から運用を開始しているWebサイト。国税庁の法人番号公表サイトと同様、知りたい法人の法人番号・法人名(商号)・所在地の基本3情報がわかる他、各省庁が保有するその法人に関する許認可、委託契約受注、補助金交付、表彰受賞等の情報がある場合には、一括で検索・閲覧できます。

～株式投資の指標3用語～



株式投資をされている方なら聞いたことがある株式用語。しかし、説明を求めても実はきちんとわかっていないこともあります。今回は代表的なもの三つの意味を理解し投資に活かしましょう。

参考値

	A社	B社
A. 純資産	400億円	1,000億円
B. 純利益	1億円	100億円
C. 発行済株式数	8,000万株	1億株
D. BPS (1株当たり純資産) $A \div C$	500円	1,000円
E. EPS (1株当たり純利益) $B \div C$	1.25円	100円
F. 現在の株価	300円	1,200円
G. PBR $F \div D$	0.6倍	1.2倍
H. PER $F \div E$	240倍	12倍
I. ROE $E \div D \times 100 (\%)$	0.25%	10.0%

1 PBR

一株当たりの純資産に対し、株価が何倍まで買われているかを表したのが株価純資産倍率PBR (Price Book Value Ratio) です。
「PBR = 現在の株価 ÷ BPS (一株当たり純資産)」
または

「PBR = 時価総額 ÷ 純資産」
で求めることができます。

一株当たりの純資産は、純資産を発行済株式数(発行済株式総数 - 自己株式数)で割って算出します。

例えば、上記のA社の場合、純資産四〇〇億円、発行済株式数八、〇〇〇万株ですので、一株当たりの純資産は五〇〇円となります。株価が三〇〇円なのでPBRは〇・六倍になります。仮に、PBRが一〇・〇というときは、株価と一株当たりの純資産が等しいということです。このとき、この会社の株式を買うと、一株に対する投資金額と一株当たりの解散価値が一致しています。もし、会社が解散すれば、投資金額はそのまま戻ってくる理屈となります。つまり、投資金額のリスクがないこととなります。

逆に言えば、株価は一株当たりの純資産を下回らないということになりそうですが、現実にはPBRがA社のように一〇を割ってくる場合があります。経営不安が要因の場合や不安材料があるなど要因は様々です。その不安が取り除かれると割安と評価されて投資価値が相対的に高まり、PBRが一〇を下値に株価が回復するケースが多く見られます。

このようにPBRは株式を物的証券と見た投資尺度ともいえるでしょう。

2 PER

一株当たりの利益に対し、株価が何倍まで買われているかを表したのが株価収益率PER (Price Earnings Ratio) です。

「PER = 現在の株価 ÷ EPS (一株当たり純利益)」
または

「PER＝時価総額÷純利益」で求めることができます。

一株当たりの純利益は、純利益を発行済株式数（発行済株式総数－自己株式数）で割って算出します。

この倍率の高低でその会社の投資価値を判断します。

例えば、B社の場合一株当たり純利益が一〇〇円、現在の株価が一、二〇〇円なのでPERは一二倍となります。仮に来期の一株当たり純利益が一五〇円と増益が予想された場合、PERが同じ一二倍なら株価は一、八〇〇円の水準まで買える、という判断ができるわけです。

また、仮に同じ業種の平均PERを二〇倍とした場合、この会社の現在のPER一二倍だと低過ぎると判断されるため、PER二〇倍の水準、つまり株価は二、〇〇〇円が適正ということにもなります。

A社の場合にはPERが〇・六倍と一・〇を下回って割安な感じがしていましたが、PERから判断すると二四〇倍とかなり割高な感じになります。

PERは客観的な価値基準を

示すものではなく、あくまでも同じ業種や業界の収益状態、また将来の収益予測等会社の評価と比較して判断する相対的な基準でしかありません。一株当たりの純利益も、株式売却や土地売却等の特別な利益があったりするとその期だけ利益が増え、PERが低下して割安感が強まってしまうといった不合理が生じる可能性もあります。

一般的に、成長性が期待できないような株式のPERは高く、逆の場合は低くなっている特徴があります。

3 ROE

株主資本に対する当期純利益の割合を株主資本利益率ROE (Return on Equity) といいます。

「ROE＝EPS（一株当たり純利益）÷BPS（一株当たり純資産）」

または

「ROE＝純利益÷純資産」で求めることができます。

会社が事業活動に使用する総資本は、株主が出資した株主資

本（自己資本）と銀行からの借入金等による調達分等の他人資本（負債）に分かれます。

株主資本は資本金・法定準備金をはじめ過去からの利益をスツックした剰余金等の合計で株主の持ち分になります。この持分を会社がどれだけ効率的に使用し、利益を上げたかを判断するわけです。

株主にとってみれば、自分たちの投資資金が上手に使われて、採算がとれているかどうかという指標にもなります。

例えば、A社の場合一株当たり純利益が一・二五円、一株当たりの純資産は五〇〇円となりますので、ROEは〇・二五％となります。仮に市中の年間金利が一％のときROEが〇・二五％なら、採算がとれているとはいいいにくいでしょう。

何故ならその会社への純資産を全部一年ものの預金で運用すれば一％の利息が入るからです。少なくともその時期の市中金利より高い投資採算を挙げなくてはなりません。したがって、経営者にとっては会社運営の成績ともなる指標です。

このようなケースの場合、A社のPERが一倍を切っている要因は、このようにROEが悪いという判断からの可能性もあるわけです。逆にB社は一〇％と非常に効率のよい投資採算を挙げていることがわかります。

ROEは、豊富な資産があり、優秀な技術力もありながら利益が出ていなければ経営に問題があるとも捉えられるため、株式投資の判断のみならず、会社の経営効率を判断する指標として、欧米では早くから重視されており、日本でも中小企業が自社の投資効率を見るうえではかなり注目されてきています。

まとめポイント

◎ スツックされた資産から、株価が割安か割高なのかを判断する↓PER

◎ 来期予想利益などから、株価が割安か割高なのかを判断する↓PER

◎ 出資されたお金が効率的に活用されているのかが分かる↓ROE

ふるさと納税 のポイント

ふるさと納税については、「制度の仕組みがよくわからない」と利用を躊躇している人も見受けられます。そこで今回は、ふるさと納税の活用のポイントを整理してみます。

I 個人のふるさと納税

1 制度創設の趣旨

多くの人が地方のふるさとに生まれ、その自治体から医療や教育など様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に都会に生活の場を移し、そこで納税をしています。そのため、都会の自治体の税収は増えますが、生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、「今は都会の住人となっても自分を育ててくれた」ふ



るさと』に自分の意思で、いくらでも納税できる制度があっても良いのではないか」、そんな問題提起から始まり、発展してきたのが、ふるさと納税制度です。

2 制度の概要

(1) 控除の概要とイメージ (図表1参照)

(2) 手続

① 原則

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行う必要があります。

② 特例

確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先の自治体数が五団体以内の場合に限り、ふる

(図表1)

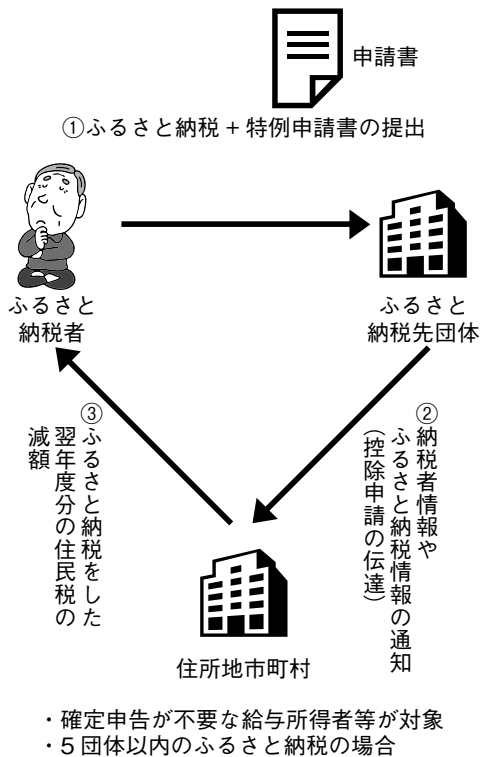
ふるさと納税に係る控除の概要	
ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限額まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。	
① 所得税…(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率が軽減)	
② 個人住民税(基本分)…(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除	
③ 個人住民税(特例分)…(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率)→①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)	

◎控除イメージ^(※1)

← ふるさと納税額30,000円 →			
適用下限額 2,000円	【所得税】 所得控除による軽減 ^(※3) (30,000円-2,000円) ×20% ^(※2) =5,600円	【個人住民税】 税額控除(基本分) ^(※3) (30,000円-2,000円) ×10% =2,800円	【個人住民税】 税額控除(特例分) (30,000円-2,000円) ×(100%-10%-20%) ^(※2) =19,600円
← 所得税と合わせた控除額28,000円 →			

- ※1 年収700万円の給与所得者(夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に對し30,000円のふるさと納税をした場合。
- ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する(復興特別所得税が加算されません)。
- ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度。

ワンストップ特例が適用される場合



- (3) ふるさとの概念
自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。
- (4) 適用時期
いつでもふるさと納税を行うことができます。

II 企業版ふるさと納税

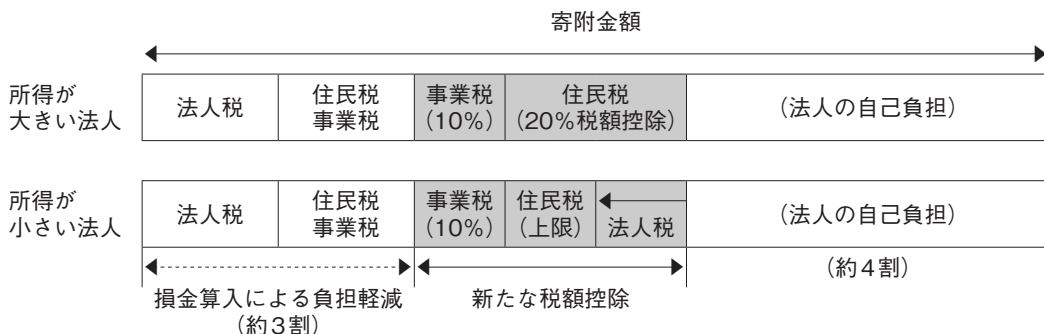
ただし、税の軽減については、一月から十二月の暦年単位となります。

自治体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行う寄附について、従来の自治体に対する寄附金の損金算入措置に加えて、法人税、法人事業税・法人住民税の税額控除措置が適用されます。これにより、寄附金額の約六割の負担が軽減されます(図表2参照)。

(図表2)

寄附の対象 (地域再生法に規定)	税制措置の内容
<p>対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> * 三大都市圏にある交付税不交付団体は対象外 * 主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外 <p>対象事業：地方創生を推進する上で効果の高い事業(地方版総合戦略に位置付け)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 対象事業について地域再生計画を作成し、国が認定 	<p>従来の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人事業税：寄附金額×10%の税額控除 * 税額の20% (29年度～：15%) 上限 ② 法人住民税：寄附金額×20%の税額控除 * 税額の20% 上限 ③ 法人税：②で控除しきれなかった額又は寄附金額×10%のうちいずれか少ない金額の税額控除 * 税額の5% 上限

* 31年度末期限



財務省資料

年金受給の 資格期間短縮

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した期間（以下、「資格期間」といいます）が一定以上あることが要件とされています。

これまでは、この資格期間は原則として「二十五年」以上とされていましたが、平成二十九年八月一日からは、資格期間が「十年」以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

一 年金請求書の送付

平成二十九年八月一日時点の資格期間が十年以上二十五年未満の者であって、老齢年金を請求し得る年齢に該当するものには、平成二十九年七月までの間に「年金請求書」が住所地に送

付されます。

記載方法や年金請求に必要な添付書類（戸籍謄本・住民票等）の案内については、年金請求書と併せて送付されます。

※生年月日に応じた送付スケジュールは、日本年金機構のホームページで確認下さい。
※請求手続きは平成二十九年八月一日以前でも可能です。

二 年金の受取・相談

年金事務所窓口で請求をし、支給決定が行われると、平成二十九年八月以降に「年金証書・年金決定通知書」が住所地に送付され、平成二十九年十月以降に支払われることとなります。

なお、日本年金機構のホームページには、相談受付時間の案内のほか、混雑状況・混雑予測も公開されていますので、請求手続きや年金についての相談を希望する場合は、利用されるとよいでしょう。

三 支給停止

資格期間の短縮により老齢年金の受給権が発生した場合であっても、次の調整ルールにより年金額の全部または一部が支給停止されることもあります。

(一) 報酬との調整

厚生年金保険の被保険者については、勤務先から受ける報酬と年金との調整により年金額の全部または一部が支給停止されることがあります。

- 調整方法は、六五歳未満と六五歳以上とで異なっています。
- ① 六十五歳未満
六十五歳未満の者は、報酬（注¹）と年金（注²）の月額の合計が「二十八万円」以下のときに全額が支給され、二十八万円を上回る場合は、所定の計算方法による支給停止が行われます。

- ② 六十五歳以上
六十五歳以上の者は、報酬と年金の月額の合計が「四十六万円」（注³）以下のときに全額が支給され、四十六万円を上回る場合は、所定の計算方法による支給停止が行われます。

注1 「報酬」：年金との調整に用いる報酬を「総報酬月額相当額」といい、「その月の標準報酬月額」+（直近一年間の標準賞与額の合計）／十二によって算出します。

注2 「年金」：六十五歳未満

の者は「加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額」六十五歳以上の者は「加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額」を用います。

注3 「四十六万円」：従来は「四十七万円」とされていたが、平成二十九年度は「四十六万円」に改定されました。

(二) 雇用保険との調整

雇用保険の失業給付（基本手当）、高齢雇用継続給付金を受けている者は、年金額の全部または一部が支給停止されます。

- ① 基本手当との調整
六十五歳未満の者に支給される老齢厚生年金と雇用保険の基本手当は同時に受けることができません。
ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から基本手当の受給期間が経過した日の属する月（または所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、老齢厚生年金が全額支給停止されます。

② 雇用継続給付との調整

厚生年金保険に加入している者に老齢年金の受給権が生じた場合であって、その者が雇用保険の「高年齢雇用継続給付」を受けられる場合は、前記(一)の報酬との調整による支給停止のほか、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金の一部が支給停止の対象となることがあります。

注 「高年齢雇用継続給付」：雇用保険の加入期間が五年以上ある六十歳以上六十五歳未満の者を対象とする制度です。六十歳以降に受ける賃金額が六十歳到達時の七十五%未満となったときに、雇用保険から支給（給付額は賃金の低下割合により求め、賃金額の十五%に相当する額が上限）されます。

四 他の年金との調整

資格期間の長さが短縮されることに伴って老齢基礎年金などの受給権が発生することがあります。年金は「一人一年金」が原則とされているため、障害年金や遺族年金を受給している者に、さらに老齢年金の受給権が生じたときは、どちらか一方

を選択することとなります。ただし、六十五歳以上の者に支給される「障害基礎年金と老齢厚生年金」、「遺族厚生年金と老齢基礎年金」など、併せて支給することが認められている給付もあります。

これまで加入していた制度、受給している年金の種類等に応じて取り扱いが様々なため、他の年金の受給権を有している場合は、年金事務所にて相談の上で請求手続きを行っていくことをお勧めします。

五 資格期間が十年未満のとき

十年以上の資格期間がない者であっても、各種制度を利用すること、年金受給に必要な資格期間を満たす場合があります。

(一) 国民年金の任意加入制度

本人の申出により任意加入をし、国民年金保険料（以下、「保険料」といいます）を納めることで、年金を受給するために必要な資格期間を満たすことができます。

制度概要をいくつかご紹介します。

・ 六十五歳未満の者は、老齢基礎年金の繰上げ支給を受け

ていないことが要件とされます。

・ 六十五歳未満の者は、資格期間（十年）を満たした後も引き続き任意加入を続けることができます（年金額を増額したい場合）。

・ 資格期間を満たしていない場合は七十歳まで任意加入できます。

(二) 後納制度

過去五年以内に保険料を納付していない月がある場合、保険料の後納制度を利用することができます。

この後納制度は、平成二十七年十月から平成三十年九月までの三年間に限られていることに注意を要します。

なお、過去「十年」の分を後納する制度は、平成二十七年九月三十日をもって終了しており、現行では「五年」の後納のみ認められています。

(三) 特定期間該当届

① 背景

会社員や公務員（第二号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦・主夫・第三号被保険者）は、保険料を納

める必要はありませんが、第二号被保険者が会社を退職したときや、第三号被保険者自身の年取が増え被扶養者から外れたとき等には、届出（第三号被保険者から第一号被保険者への切り替え）をし、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が一年以上遅れた場合、二年より前の期間は保険料を納付することができず、保険料の「未納期間」が発生していました。

② 制度改正

平成二十五年に制度改正が行われ前記の事情に該当する者が「特定期間該当届」を提出したときは、「未納期間」を、年金受給に必要な資格期間に算入できることとされました。

なお、「特定期間該当届」の提出をしたときは、最大で十年分の保険料を遡って納めることもできます（「特例追納」といいます）。納付できる期間は平成三十年三月までとされています。年金額の増額を希望される際は、特例追納をご利用ください。

進化する文房具

私たちの生活に欠かせない文房具。家でも職場でも必要なものですね。次々と便利に改良された文房具が開発され、テレビやインターネット上などで紹介されています。数年前には芯なしのホッチキスや消せるボールペンなどが話題になりましたが、最近はそのような新しい文房具が生まれているのでしょうか。話題のものをいくつかピックアップしてみました。

・持ち運べるホワイトボード

ノート型になっており、浮かんだアイディアを書き留めたり、打ち合わせ時に図式やグラフ等を描いて説明するのに便利です。残しておきたいものは写真を撮ればOKです。

・粘着面のない付箋

従来のものと違い、糊の部分のない付箋。静電ポリプロピレンフィルム製品で、様々な素材のものに吸い寄せられるよう

に張り付くとのこと。これまでよりも色々なものに貼り付けられ、跡が残らないのもいいですね。

・テンキーにかぶせるマウスパッド

コの字型のプラスチック製マウスパッド。キーボードのテンキー部分の上に被せて使用。パソコン周りの作業スペースが広がり、意外と気になるキーボードとマウスの距離が近くに。テンキーを使う場合はマウスパッドを横にずらせばOKです。

・箱型文房具収納

ケースを開くと色々な形のポケットがあり、散らばりがちな文房具をまとめて収納でき、閉じれば立てておける箱になるので、すっきりと片付きます。

他にも、芯が折れないシャープペンシルや、貼ってはがせるスティックのり等枚挙に暇がありません。これらの便利な文房具で作業効率も上がり、新しい商品は職場でのコミュニケーションにも一役買ってくれそうです。

梅雨の楽しみ方

梅雨の時季になると外に出かけるのが億劫になります。でも、そんな梅雨を楽しんでみませんか？

湿度が高く蒸し暑い時期に登場するのがホタルです。地域によって差はありますが、早い場所では5月下旬から見られ、6月下旬から7月にピークになります。自然のホタルを見る機会が減ってはきましたが、インターネット等で情報を集められる時代です。イベント等をチェックして見に行ってみようでしょうか？見たときの感動は大きいです。

また、梅雨と同じ時季の6月から7月にかけて紫陽花(アジサイ)も見頃を迎えます。

梅雨の雨に濡れた紫陽花は、私たちの心に潤いをもたらしてくれます。雨の日でも景観を楽しむことができる、紫陽花鑑賞へ出かけてみるのも梅雨の時季ならではの楽しみ方のひとつです。

デカフェ始めました

先日大手コーヒーチェーン店の前を通りかかると、入口に「DECAFEE START」という表示がありました。デカフェ(デイカフェ)といえばカフェインレスのことです。スーパーマーケット等では数年前からカフェインレスのインスタントコーヒー等が売られていました。意外にもそのコーヒーチェーン店には今までなかった

たのか、と少し驚きました。仕事中等などつい飲みすぎしてしまうと言う人も多いと思いますが、あまりカフェインを摂りすぎると、夜うまく眠れなかったり胃を痛めたりすることも。緊張を和らげてリラックスさせてくれるおいしいコーヒーです。取り入れてみてはいかがですか？